

意見書

平成22年 1月27日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号

540-8511

住所

おおさか府おおさかしちゆうおうくばんぼちよう ばん ごと
大阪府大阪府中央区馬場町3番15号

名称及び

にしにっぽんでんしん でん わかぶしきがいしゃ
西日本電信電話株式会社

代表者の氏名

代表取締役社長 おおたけ しんいち
大竹 伸一

連絡先

「競争セーフガード制度に基づく検証結果（2009年度）（案）に関する意見募集」
に関し、別紙のとおり意見を提出します。

- (1) 第一種指定電気通信設備に関する検証
- (2) 第二種指定電気通信設備に関する検証

別紙

当社意見

当社は、今年度の「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集及び再意見募集」に対し、情報通信市場を取り巻く環境変化を踏まえ、意見提出させて頂いたところですが、今回の指定要件、指定対象、アンバンドル対象に係る検証結果案については、一昨年度及び昨年度の検証結果をそのまま踏襲するに止まり、当社意見に対する実質的な検証や具体的な検証が行われているとは言い難い状況にあります。

そもそも、競争セーフガード制度は、「PSTN（回線交換網）からIP網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、公正競争確保のためのセーフガード措置の有効性・適正性を検証し、当該措置が市場実態を的確に反映したものとすることにより、事業法等の適切な運用を確保すること」を目的に創設されたものであることから、IP化の進展による県内／県間等の区分のないシームレスで多彩な新サービスの提供等、IPブロードバンド市場を取り巻く環境変化を踏まえ、指定要件、指定対象、アンバンドル対象に係る実質的かつ具体的な検証を行って頂きたいと考えます。

検証結果案	当社意見
<p>(1) ア 指定要件に関する検証</p> <p>指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)を採用すべきか、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに指定すべきか等の論点(意見5～6)について</p> <p>昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用は、引き続き維持することが適当である。</p>	<p>【指定しない設備を具体的に列挙する方式(ネガティブリスト方式)について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ほとんど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続した場合、健全な競争が繰り広げられているIPブロードバンド市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となり、また、認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、今から花開こうとしているIPブロードバンド市場でのインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げることになると考えます。 したがって、第一種指定電気通信設備の指定方法については、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」(ネガティブリスト方式)から「指定する設備を具体的に列挙する方式」(ポジティブリスト方式)に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにして頂きたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定して頂きたいと考えます。

検証結果案	当社意見
	<p>【端末系伝送路設備の種別（メタル・光）を区別せずに指定することについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備（メタルと光の区別がない）の50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっています。 ・ しかしながら、指定電気通信設備規制（ボトルネック規制）の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。 ・ 現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開していますし、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去7年間で契約数を1.6倍の2,986万世帯（平成20年3月末。再送信のみを含む）に増加させています。 ・ したがって、端末系伝送路設備については、既に敷設済のメタル回線と、今後競争下で敷設される光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、光ファイバについては諸外国での規制の状況を踏まえ指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。

検証結果案	当社意見
<p>(1) イ 指定の対象に関する検証</p> <p>イーサネット系サービス等のデータ通信網について、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべきかという論点（意見10）について</p> <p>昨年度の検証過程においても示されたものであり、今回の検証において、これらの意見に対する考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、昨年度の検証過程で示した考え方を踏襲し、引き続き指定の対象とすることが適当である。</p> <p>(1) ウ アンバンドル機能の対象に関する検証</p> <p>イーサネットサービスに係る機能をアンバンドル機能の対象とすべきかという論点（意見16～18）について</p> <p>イーサネットフレーム伝送機能については、NGN答申において示されたとおり、イーサネットサービスはユーザのネットワーク全体を単一の事業者が一括して提供することが望ましいという特性があり、また今後</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ イーサネットスイッチ、メディアコンバータ、光信号伝送装置（OLT）、光局内スプリッタ、WDM装置等の局内装置類については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 当該装置類は誰でも容易に市中調達・設置することが可能である等、参入機会の均等性が確保されており、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっている。 ② 現に、他事業者は自前の光アクセスと当該装置類を組み合わせて、若しくは、当社の光アクセスと当社の局舎コロケーションを利用して当該装置類を設置し、サービス提供している。 ③ 光信号伝送装置（OLT）、光局内スプリッタについては平成13年より、メディアコンバータについては平成14年より、当社が接続料を設定していたものの、他事業者による利用実績はなかった。 ④ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の当該装置類自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がない。 ・ 当該装置類の全てを第一種指定電気通信設備の対象から除外するのに時間を要する場合には、少なくとも、他事業者がコロケーションできない局舎に設置された局内装置類、中継光ファイバの空きがない区間に設置されたWDM装置等に指定対象を限定して頂きたいと考えます。 ・ また、長期に亘って他事業者による利用実績がなく、その利用に係る実需要がないと認められる光信号伝送装置に係る機能（OLT）、光信号多重分離機能（光局内スプリッタ）及び光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）については、早急にアンバンドル対象から除外して頂きたいと考えます。

検証結果案	当社意見
<p>イーサネットサービスに係る需要が拡大することが想定されることにかんがみると、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）が従来の県域を越えた県間のサービスに進出するに際しては、公正競争を担保する措置が必要であることから、競争事業者からの具体的な接続要望等を見極めた上で、イーサネットサービスに係る機能のアンバンドルをすることが必要と考えられる。</p> <p>この状況に現時点で特段の変化もないことから、イーサネットサービスに係る機能（イーサネット接続機能）については、引き続きアンバンドルの対象とすることが適当である。</p>	

検証結果案	当社意見
<p data-bbox="253 284 645 316">(2) ア 指定要件に関する検証</p> <p data-bbox="237 371 763 531">有限希少な公共財である電波を割り当てられている携帯電話業者は、全て第二種指定電気通信設備規制の対象にすべきとの指摘(意見22)について</p> <p data-bbox="237 587 763 962">接続ルール答申で示されたとおり、二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値(25%)については、他に採用すべき合理的な割合も存在しないことから、現時点でこの考え方を変更する積極的理由は認められないが、二種指定制度の規制根拠については、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要となった場合に、当該見直しの中で改めて検証を行うことが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="797 284 1955 619">・ 携帯電話事業者殿は、国から割当を受けた公共財である電波の有限希少性を背景に、市場を寡占することで、元来、他事業者との接続協議において強い交渉力を有していましたが、携帯電話サービスの急速な普及により、移動通信市場の中で見ればシェア25%に満たないとして第二種指定電気通信設備規制の対象外とされている事業者でも約2,000万の契約者を抱えるようになる等、規制が課されていない携帯電話事業者殿の交渉力は強くなっています。したがって、現に規制が課されておらず接続料が高止まりしている当該携帯電話事業者殿の接続料の適正性を確保する等の観点から、全ての携帯電話事業者殿を対象に、第二種指定電気通信設備規制が適用されるよう、制度見直しを行って頂きたいと考えます。 <li data-bbox="797 627 1955 1090">・ また、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(2009年8月6日公表)を踏まえ、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン(案)」の意見募集が行われており、同ガイドライン(案)では、第二種指定電気通信事業者以外の事業者の接続料算定が当該事業者の自主的な取組みに委ねられているところですが、現状、第二種指定電気通信事業者ではないソフトバンクモバイル殿の接続料が最も高いこと等を踏まえれば、全ての携帯電話事業者殿を対象に、同ガイドラインが適用されるようにして頂きたいと考えます。自主的な取組みに委ねた結果、「接続料算定の適正性を確保することで、携帯電話事業者殿の間における接続料格差の縮小が見込まれる」との同答申の議論の前提が崩れ、第二種指定電気通信事業者以外の事業者と第二種指定電気通信事業者との間の接続料格差が拡大する等した場合には、総務省殿において、直ちに第二種指定電気通信設備制度の対象の見直しに着手するとともに、当該事業者の接続料を是正して頂きたいと考えます。

検証結果案	当社意見
<p>競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方（案）</p> <p>考え方8（NGN、地域IP網及びひかり電話等のIP通信網は、指定電気通信設備の対象から除外すべき）</p> <p>考え方16（ルーティング伝送機能（収容局接続機能・中継局接続機能）やイーサネットフレーム伝送機能等の利用実績がないものについては、早急にアンバンドル機能の対象外とすべき）について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂きたいと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる基盤設備は、線路敷設基盤を含め、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IP網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は市中で調達することが可能であるため、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっている。 ② 現に、他事業者は独自のIP網を構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得している。 ③ 地域IP網の接続料として、平成13年より、接続約款に「ルーティング伝送機能」を規定していたものの、他事業者による利用実績はなかった。 ④ ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直取電話、OAB～J IP電話、CATV電話、050 IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは30%程度（平成21年3月末）、更に、携帯電話も含めたシェアで見れば6%程度（同上）に過ぎない状況にある。 ⑤ アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社の次世代ネットワーク、地域IP網及びひかり電話網自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がない。 ・ 当社の次世代ネットワーク、地域IP網、ひかり電話網については、前述のとおり、第一種指定電気通信設備の対象から除外して頂く必要があると考えますが、仮に引き続き第一種指定電気通信設備の対象とするのであれば、少なくとも他事業者による利用実績や実需要がない一般／特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能及び一般／特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能については、早急にアンバンドル機能の対象から除外して頂きたいと考えます。

(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証

検証結果案	当社意見
<p>ア NTT東西に所要の措置を要請する事項</p> <p>NTT東西の県域等子会社（100%子会社）等を通じた共同営業等は脱法行為であり、県域等子会社等に対し禁止行為規制を適用する等の措置を講じるべきとの指摘（意見27）について</p> <p>NTT東西に対しては、指定電気通信設備制度に基づく禁止行為規制及びNTTグループに係る累次の公正競争要件（活用業務認可制度に係るものを含む。）が適用されるものの、その趣旨が当該禁止行為規制等の直接的な対象とならない県域等子会社において徹底されない場合は、結果として公正競争が確保されない可能性がある。この点について、一昨年度及び昨年度の検証に基づきNTT東西より県域等子会社における役員兼任の実態について報告を受けたところであるが、NTT東西に対し、当該実態に係る本年度の状況についても報告を求めることとし、NTT東西と県域等子会社との間の役員兼任に伴い、公正競争確保上の問題が発生しないかどうか引き続き注視していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当社から県域等子会社等への営業や設備運営に関する業務委託は、お客様サービス向上並びに効率的な業務運営の推進を図るために実施しているものです。 今回、兵庫及び石川で発生した事案については、役員兼任を含めた業務運営体制に直接起因するものというよりは、他事業者サービス情報の取扱いに関するルールが徹底されていなかったこと、ならびに営業部門における他事業者サービス情報に係る顧客情報管理システムに不十分な点があったことに因るものと考えております。 今後は、他事業者サービス情報の取り扱いについては、総務省殿からの指導等を踏まえ、抜本的なシステム対応をはじめとして、顧客情報管理システムへのアクセス権限の見直し、社内規程の整備や運用ルールの見直し、及び監査・監督体制の強化を通じ、法令遵守の一層の徹底を図り、再発防止に万全を期してまいります。

検証結果案	当社意見
<p>本年11月18日に、西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）の子会社であるNTT西日本-兵庫の社員が、他事業者のDSL利用状況等の顧客情報を販売代理店に不適切に提供していた事案が判明したとのNTT西日本による報道発表（以下「NTT西日本報道発表」という。）がなされたことを受け、総務省は、同日、NTT西日本に対し、電気通信事業法第166条第1項等の規定に基づき、当該事案の事実関係、原因及び再発防止措置等について報告（以下「NTT西日本報告」という。）を求めたところである。当該報告を精査の上、電気通信事業の公正な競争を確保するため適切に対応していくこととする。</p> <p>イ 引き続き注視する事項</p> <p>（ア） NTT東西の116窓口での加入電話の移転・転居の手續に際し、フレッツ光サービスへの勧誘等の営業活動が依然として継続されており、活用業務認可条件等に照らして問題があるとの指摘（意見28）について</p> <p>昨年度の検証に基づき、本年2月25日、NTT</p>	

検証結果案	当社意見
<p>東西に対して116番への加入電話又はINS64の移転申込みを行う加入者に対し、当該加入者からの問い合わせが無いにもかかわらず活用業務であるフレッツ光サービスの営業活動が行われることのないよう、改めてその周知・徹底を図ることを要請し、NTT東西は、当該要請を受け、適切な措置を講じていると報告したところであるが、当該措置の運用が徹底されない場合には、電気通信事業法及び電気通信事業分野における競争の促進に関する指針に照らし、電気通信事業法第30条第3項第1号に抵触する又は潜脱するおそれがある。</p> <p>このため、昨年度の検証結果に基づく要請を受けて実施しているNTT東西における周知・徹底状況を踏まえ、引き続き注視していくとともに、NTT西日本報道発表がなされたことを受けて求めたNTT西日本報告を精査の上、電気通信事業の公正な競争を確保するため、適切に対応していくこととする。</p>	